

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月27日

| | |
|--------------------------|---|
| 1. 執行機関の別 | 1: 都道府県知事・市区町村長等 |
| | <input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等 |
| 2. 都道府県名 | 京都府 |
| 3. 市区町村名 | 京都市 |
| 4. 届出番号 | 3 |
| 5. 独自利用事務の事例番号 | 54-1 |
| 6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス | http://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000178167.html |

執行機関名 京都市長

地方公共団体が改良住宅に類して設置する住宅等の管理に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

| | (1) 法定事務 | (2) 独自利用事務 |
|--------------------------------|---|--|
| ①事務の名称 | 住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であつて主務省令で定めるもの | 京都市市営住宅条例の規定による二条市営住宅, 南岩本市営住宅, 高瀬川南市営住宅, 山ノ本市営住宅及び更新住宅の管理に関する事務 |
| ②番号法別表第1の項 | 35 | |
| ③番号法別表第2の項 | 54 | |
| ④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分 | | 京都市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第3条第1項第1号ウ 京都市市営住宅条例の規定による二条市営住宅, 南岩本市営住宅, 高瀬川南市営住宅, 山ノ本市営住宅及び更新住宅の管理に関する事務 |
| ⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所 | 住宅地区改良法第1条 | <ul style="list-style-type: none"> ・京都市市営住宅条例第1条 ・住宅市街地総合整備事業制度要綱第1(二条市営住宅, 南岩本市営住宅, 高瀬川南市営住宅) ・小規模住宅地区等改良事業制度要綱第1(山ノ本市営住宅) ・改良住宅等改善事業制度要綱第1(更新住宅) |

| | | |
|---------------------|--|--|
| <p>⑥事務の趣旨又は目的</p> | <p>○住宅地区改良法 第1条 この法律は、不良住宅が密集する地区の改良事業に関し、事業計画、改良地区の整備、改良住宅の建設その他必要な事項について規定することにより、当該地区の環境の整備改善を図り、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅の集団的建設を促進し、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。</p> | <p>○京都市市営住宅条例 第1条 住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸するための住宅及び中堅所得者等の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅（以下「市営住宅」という。）を設置する。</p> <p>○住宅市街地総合整備事業制度要綱 第1 この要綱は、既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、美しい市街地景観の形成、密集市街地の整備改善、街なか居住の推進、地域の居住機能の再生等を図るため、<u>住宅等の整備、公共施設の整備等を総合的に</u>行う事業について、地方公共団体等に対し、国が必要な助成を行う制度を確立し、<u>もって公共の福祉に寄与することを目的とする。</u></p> <p>○小規模住宅地区等改良事業制度要綱 第1 この要綱は、不良住宅が集合すること等により生活環境の整備が遅れている地区において、<u>住環境の整備改善又は災害の防止のために、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅の集団的建設、建築物の敷地の整備等の事業を行う地方公共団体に対し国が必要な助成を行う制度を確立し、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。</u></p> <p>○改良住宅等改善事業制度要綱 第1 この要綱は、<u>改良住宅等の建替え、増改築等</u>を行う地方公共団体に対し国が必要な助成を行う制度を確立し、当該改良住宅等の居住水準及び住環境の向上を図り、<u>もって公共の福祉に寄与することを目的とする。</u></p> |
| <p>⑦独自利用事務の関連規範</p> |  | <ul style="list-style-type: none"> ・京都市市営住宅条例 ・住宅市街地総合整備事業制度要綱 ・小規模住宅地区等改良事業制度要綱 ・改良住宅等改善事業制度要綱 |